

豊橋市サテライトオフィス誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市サテライトオフィス誘致補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に新たにサテライトオフィスを設置する際に要する費用に対し、予算の範囲内において補助することにより、企業の誘致及び人材の確保を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 事業者が、本社業務の一部を行う事務所であって、主たる業務が次のいずれかの部門のために使用されるものをいう。

ア 調査・企画部門（事業、製品の企画及び立案並びに市場調査を行っている部門をいう。）

イ 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門をいう。）

ウ 研究開発部門（基礎研究、応用研究及び開発研究（設計及びデザインを含む新製品の試作等）を行っている部門をいう。）

エ 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務及び海外事業の統括業務を行っている部門をいう。）

オ その他管理業務部門（総務、経理、人事その他の管理業務を行っている部門をいう。）

(2) 本社業務 本社における業務又は主たる機能を有する事務所における業務をいう。

(3) 事業者 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第9号に規定する普通法人をいう。

(4) 開設準備事業 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付対象となる事務所の開設に必要な物品購入、契約等を行うことをいう。

(5) 管理運営事業 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付対象とな

る事務所の管理及び運営に必要な契約等を行うことをいう。

(6) 入居開始日 サテライトオフィスの賃貸借契約等に基づき、入居した日をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助の対象となる期間（以下「補助期間」という。）、補助率（補助限度額を含む。）及び申請期限は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 市に納付すべき市税を滞納している者

(2) 過去に補助対象事業に係る補助金（管理運営事業に係る補助金にあっては、当該補助金の交付を受けようとする年度の前年度の補助期間が6月に満たない場合を除く。）の交付を受けた者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(6) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) その他市長が適当でないと認めた者

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、別表に定める補助対象事業ごとに補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、当該補助対象経費の額から当該助成措置等により受けた額を控除した経費）に補助率を乗じた額とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内において、同表に定める額を限度額とす

る。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める申請期限までに、補助金交付申請書(様式第1)に同表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。

2 開設準備事業及び管理運営事業に係る補助金の交付を併用して申請する場合は、当該事業ごとに申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書(様式第2)によるものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止しようとする場合は、補助金計画変更等承認申請書(様式第3)に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、補助金変更等承認通知書(様式第4)により補助金の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第5)に市長が定める書類を添えて行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第6)により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金を交付した日から3年を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

3 補助事業者が、第1項の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと思えたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助期間	補助率及び限度額	申請期限	添付書類
開設準備事業	次に掲げる要件を全て満たす事業者 (1) 第6条第1項の補助金交付申請書を提出した日において、市外に本社があること。 (2) 市内にサテライトオフ	次に掲げる経費 (1) 建物改修費 (2) 通信環境整備費 (3) 備品購入費 (単価2万円以上のものに限る。) (4) その他必要と認められる経費	事業着手から完了まで	2分の1以内。ただし、1事業者につき100万円を限度とする。	事業着手前	次に掲げる書類等 (1) 企業概要書 (様式第1の2) (2) 事業計画書 (様式第1の3) (3) 履歴事項全部証明書の写し (4) 見積書の写し等 (積

<p>イスを設置すること。</p> <p>(3) 入居開始日以前に、市内に事務所を有していないこと。</p> <p>(4) 入居開始日から起算して、市内で3年以上本社業務の全部又は一部を継続すること。</p> <p>(5) 第6条第1項の補助金交付申請書を提出した日の属する年度内に、補助対象経費の支出があるこ</p>					<p>算根拠を確認できるもの)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
---	--	--	--	--	---

	と。 (6) 豊橋市が行う広報活動に協力すること。					
管理運営事業	次に定める要件を全て満たす事業者 (1) 第6条第1項の補助金交付申請書を提出した日において、市外に本社があること。 (2) 市内にサテライトオフィスを設置する又は設置したこと。 (3) 入居開始日以前に、市内に事務所	次に掲げる経費 (補助期間内に支出したものに限り。) (1) 事業を営むための貸室に係る賃借料 (賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金、礼金その他の保証料等を除く。) (2) 共益費 (3) 光熱水費	申請日の属する月の翌月の1日から起算して6月を経過する日又は当該年度の末日までのいずれか早い日 (入居開始日の属する年度の翌年度にあつては、申請日の属する月の1日から起算して入居開始日の属する年度の補	10分の10以内。ただし、1事業者につき1月あたり15万円を限度とする。	賃貸借契約締結若しくは建物購入後90日以内又は申請日の属する年度の2月末までのいずれか早い日まで	次に掲げる書類等 (1) 企業概要書 (様式第1の2) (2) 事業計画書 (様式第1の3) (3) 履歴事項全部証明書の写し (4) 賃貸借契約書の写し (5) 見積書の写し等(積算根拠を確認できるもの) (6) その他市長

<p>を有していないこと。</p> <p>(4) 入居開始日から起算して、市内で3年以上本社業務の全部又は一部を継続すること。</p> <p>(5) 第6条第1項の補助金交付申請書を提出した日の属する年度内に、補助対象経費の支出があること。</p> <p>(6) 豊橋市が行う広報活動に協力すること。</p>	<p>(4) 駐車場賃借料</p> <p>(5) 通信回線料</p> <p>(6) 事務機器等リース料</p> <p>(7) その他必要と認める経費</p>	<p>助期間と合わせて6月が経過する日まで)</p>			<p>が必要と認める書類</p>
--	--	----------------------------	--	--	------------------

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。